

人権尊重の視点で、研修会を見直そう

人権学習の研修会等を開催するにあたって、次のような人権尊重の視点をもって、研修会の内容などをもう一度見直してみましょう。

1 講師について

- 内容や主催者の意図を、講師にしっかり伝えるための事前打ち合わせを密にしていますか。
- 講師紹介の内容について、講師に確認していますか。
- 講師が準備した資料に、誤解を招く表現や言葉遣いがないか確認していますか。
- 参加者への配付資料に許諾が必要なものが含まれているとき、許諾がとれているか確認していますか。

2 プライバシーへの配慮

- 記録・広報紙掲載のために写真撮影をする場合は、講師や参加者に趣旨を説明し、事前に了解をとっていますか。
- 参加申込用紙の項目は、必要最低限の内容にしていますか。
- 住所・電話番号・年齢・性別など、講師や参加者の個人情報などを不必要に公開していませんか。

3 参加者への配慮

- 研修会の内容に関する当事者がいるかどうか確認していますか。
- 障害者や高齢者、子どもを同伴した方などが安心して参加できる対応になっていますか。
- 必要に応じて、拡大版資料やふりがな付き資料、手話通訳、託児室などを用意していますか。
- 申し込み用紙や案内チラシ、配付資料の内容・字の大きさ・配色に気をつけていますか。
- 申し込みは電話・ファックス・はがき・メールなど多様な方法を選べるようにしていますか。
- 研修会が長時間になる場合、適度な休憩をとるなど、参加者の健康面への配慮をしていますか。

4 資料、広報紙などを作成するとき

- 掲載許可を得ていますか。
- 出典を明記していますか。
- 作成者の使用許可をとっていますか。
- 思い込みや差別的な表現などはありませんか。
- 複数で内容のチェックをしていますか。
- 根拠のある確かな情報ですか。
- 様々な人たちが読み手であることを意識していますか。
- 人物や職種等をイラストで描くとき、固定観念に基づく表現がないか気をつけていますか。
- 参加者に合わせて、ふりがなや外国語を表記するなど配慮していますか。
- カラー印刷の場合に、カラーバリアフリーを意識していますか。
 - ※カラーバリアフリー … 色覚に特性がある人たちにも見分けやすいよう、配色や色使いに加えて、様々な工夫・配慮をすること。(例：「赤」など色名を記載する等)

5 会場の点検

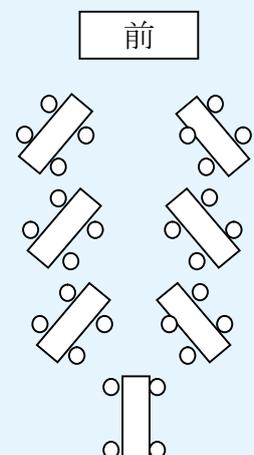
- 参加者の立場に立って、わかりやすい案内表示を工夫していますか。
- 参加者全員に声が届くようにマイクを使用していますか。
- 誰もが聴きやすい音量、字幕の有無、配色等を確認していますか。
- どの座席からも講師やスクリーンが見えやすい配置にしていますか。

●会場の机等の配置について●

講演を聞く研修では、参加者全員が前を向いて座るという、いわゆる学校の教室と同じ机の配置をすることが多いですが、参加体験型学習では、机をハの字に配置し、参加者同士が向き合って座る形をとることがあります。

この配置は、どの席からでも前に立つファシリテーターが見えやすくなり、また、グループでの作業がスムーズに行えるという特長があります。

ぜひ活用してみてください。



不適切な発言への対応

人権について誤った知識・理解に基づいた発言があった場合、それらを傍観することは、発言に同調することにもつながり、差別意識を助長することにもなりかねません。問題点を明らかにしたうえで、参加者を正しい理解に導くことは、研修会の内容と同じ重みのある極めて大切なことです。

担当者として、参加者の人権意識をより高めるために、勇気をもって「行動」してみましよう。

「行動」へのステップ

1 「おや？」と思ったら、他のスタッフとまず相談する

複数で対応することにより、様々な視点から、その発言について考えてみます。

2 何が不適切なのか、問題点を明らかにする

問題点としては「言葉の表現」、「人格を否定するような発言の内容」、「決めつけによる偏見」などが考えられます。何が問題なのかを正確にとらえましょう。

3 問題点を解決する方法を考える

解決する対応の方法として、次のポイントをおさえましょう。

- (1) 誰が …… 担当者、主催者代表
- (2) いつ …… 不適切な発言があったその時点、休憩時間、研修会の最後
- (3) どこで …… 会場、別室
- (4) どのように …… 発言者と参加者に対し、同時に口頭で説明
発言者と参加者それぞれ別々に口頭で説明
発言者と参加者それぞれに、後日文書で説明

4 対応（説明）をする際に留意すべき点

実際に対応する留意点として、次のことを心がけましょう。

- (1) 発言をするということは、人権の研修会に対して能動的な行動の表れ。発言そのものを否定的にとらえず、内容に対して正しい理解に結びつくよう説明する。
- (2) 説明をする前に、できるかぎり発言者に説明に対する理解を求め、事前に了解を得る。場合によっては、発言者が自ら謝罪や訂正をすることも考えられる。
- (3) 事実に基づく説明部分と、対応者としての意見の部分を分ける。事実（法令の解説や事例など）についてはわかりやすく正確に、意見については「アイメッセージ」で語る。
- (4) 主催者側からの一方的な説明に終わらないように、発言者や他の参加者が意見を発言できる機会を設ける。
- (5) 対応に多くの時間をかけられない場合は、問題点と解決策のポイントをおさえ説明する。長引くようであれば、参加者の了解を得たうえで、研修会とは別に対応する。

この冊子で使われている人権学習における参加体験型学習用語

ワークショップ	<p>元来「職場」「作業場」「工房」等を意味します。指導・被指導の関係で学ぶのではなく、他の参加者と意見交換や共同作業を行いながら「気づき」「学び合い」、最後に自らの「ふりかえり」をするという、参加体験型学習の手法を用いた研修会等のことをいいます。</p>
ワークシート	<p>参加体験型学習・ワークショップで学習内容に合わせて、質問項目や作業内容等が書かれた用紙のことをいいます。</p> <p>この用紙に学習内容を書き込めるようにすることで、参加者が効率的に学習を進めることができます。</p>
ファシリテーター	<p>参加体験型学習を進行する人のことをファシリテーターといいます。</p> <p>「ファシリテート」には「促進する、活性化させる」という意味があり、参加体験型学習を文字どおり「促進する、活性化させる」のがファシリテーターの役割です。</p> <p>具体的には、話し合いの素材になるものを用意して、話し合いの整理をする進行役だけでなく、参加者一人ひとりが深く考えられるように話題の転換や質問などを織り交ぜていき、参加者とともに学習していく立場の人をいいます。</p>
アイスブレイキング	<p>参加者の緊張をときほぐし、自由に話せる安心感をつくり出す活動のことをいいます。</p> <p>主に導入の段階で行い、自己紹介ゲーム、コミュニケーションの活性化をねらう伝言ゲームや声を出さないコミュニケーションによるグループづくり等があり、参加者同士がお互いを知り、和やかな雰囲気をつくり出すことをねらいとします。</p> <p>また、次に行うアクティビティと関連づけると、学習に深みをもたせることができます。</p>
アクティビティ	<p>学習プログラムを構成する重要なもので、学習のねらいを達成するための主となる学習活動のことをいいます。</p>
ふりかえり	<p>参加者が参加体験型学習をとおして気づき、考えたことを確認する活動のことをいいます。他の参加者と発表し合うことで、新たな気づきや、より深い思考へとつながります。</p>
学習プログラム	<p>学習全体としてのねらいを達成するために、アイスブレイキング、アクティビティ、ふりかえりなどを効果的に組み合わせてつくり出す学習全体の流れのことをいいます。</p>

かながわ人権施策推進指針（改定版）抜粋

【人権教育の推進】

これまでの人権教育における取組みと成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

ア 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育

自分の人権とともに他の人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任の重さを自覚しつつ、自分らしく生きることができる人を育成する教育を推進します。

イ 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が意思・態度に現れ、さらに行動につながるような、県民一人ひとりの人権感覚を育成する教育を推進します。

ウ 人権問題の認識を深める教育

人権尊重の精神を基盤として、人権問題についての正しい理解と認識を深め、その問題の解決に主体的に取り組むことができる人を育成する教育を推進します。

エ 生涯学習の視点に立った教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進します。

社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

ア 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。

イ 人権問題について正しい理解を深めるためのわかりやすい学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発に努めます。

ウ 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実に努めます。

エ P T Aをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実のための支援や情報提供に努めます。

オ 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

分野別施策の方向

分野	施策の方向
子ども	<p>子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進 イ いじめ対策の推進 ウ 不登校、ひきこもりなどの対策の推進 エ 子どもの人権擁護の推進 オ 青少年の健全な育成の推進 カ 人権に配慮した学校教育の推進
女性	<p>職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 イ 就業の分野における男女共同参画の促進 ウ 男女共同参画社会づくりに向けた教育及び啓発の推進 エ メディアにおける人権の尊重
障害者	<p>障害のある人もない人もお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者の住まいの確保と地域生活移行・定着への支援 イ 障害者の社会参加の推進と障害者理解の促進 ウ 障害者の権利擁護のしくみの充実と虐待防止対策の推進 エ バリアフリーの街づくりの推進 オ 一人ひとりの特性を踏まえた教育の推進
高齢者	<p>高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざします。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域包括ケアの推進 イ 高齢者の尊厳を支える取組みの推進 ウ 安全・安心な地域づくり エ 社会参画の推進 オ 高齢者への理解を深める教育の推進
患者等	<p>エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者及び肝炎患者等への偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に努めます。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 病気についての正しい知識等の普及啓発の推進 イ 支援体制の充実 ウ 医療機関の選択の推進 エ 正しい理解を身に付ける教育の推進

同和問題	<p>同和問題の解決に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育むため、人と人とのつながりを重視する視点に立った啓発活動等を推進します。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 同和教育の推進 イ 人権尊重意識の啓発 ウ 同和対策の推進 エ 地域住民の交流の促進 オ えせ同和行為の排除
外国籍県民	<p>一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合い、個性と能力を発揮できる暮らしやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現をめざします。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 多文化共生・多文化理解の促進 イ 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善 ウ 多言語による情報の提供や相談機能の充実 エ 外国籍県民への生活支援の充実 オ 多文化理解を深める教育の推進
ホームレス	<p>ホームレスへの偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。ホームレスの自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動を推進します。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ホームレスの人権擁護のための啓発活動の推進 イ ホームレスの自立支援に関する施策の推進 ウ ホームレスとなることを未然に防止するための対応 エ ホームレスの人権に配慮した教育の推進
犯罪被害者等	<p>犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施 イ 犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動の推進 ウ 犯罪被害者等を支援する人材の育成 エ 犯罪被害者等への理解を促進する教育の推進
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	<p>北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で共に暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。</p> <p>●主な取組みの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 拉致問題の啓発の推進 イ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進
様々な人権課題	<p>「貧困等にかかる人権課題」「災害発生時の人権課題」「インターネットを悪用した人権侵害」「特定の職業に従事する人・刑を終えて出所した人・性的マイノリティへの偏見や差別意識、身体的特徴を理由とする偏見や差別意識」など様々な人権にかかわる課題があります。これらの問題の解決に向けても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。</p>